

# 第一次インドシナ戦争の起源

——モダスIIヴィヴェンデイ——

藤 木 登

第一節 両代表団の主張

第二節 平行する議論

第三節 決裂

第四節 モダスIIヴィヴェンデイ

## 第一節 両代表団の主張

フランス・ヴェトナム会談はパリから六〇キロはなれたフォンテーヌブローで一九四六年七月六日に始まった。これがいわゆるフォテーヌブロー会談といわれるものである。

フランス代表団の団長マックスIIアンドレが形式的な開会のスピーチをした。これに対してヴェトナム代表団の団長ファンIIバンドンはフランスを非難するはげしいスピーチをした。それはフランスの数十年にわたるヴェトナム植民地支配に対する批判であったが、とくにフランスの軍事行動と六月一日のコーチシナ共和国臨時政府の設立（ヴェトナム

側はこれらを三月六日協定に対する重大な違反とみなした<sup>(1)</sup>をきびしく非難した。フランスは既成事実をつくって会談を失敗させようとしているのではないか、もしそうであるならば、それはフランス・ヴェトナム間の了解のための交渉を促進することにならない。しかしヴェトナムはフランスと多くの関係を持つことを望んでおり、自由かつ民主的諸国家の大きな集団 (La grand famille) の中にフランスとともにその位置を占めたい。ついでかれは「われわれの考えははっきりしている。自由、平等、友愛の基礎の上につくられるフランス連合において、フランスと対等の立場に立つことである。」とのべた<sup>(2)</sup>。ヴェトナムの対フランス政策の基本は平等な両国間の友好関係である。ドンによれば「われわれはこの政策は良いと信じており、この政策によってのみ、アジアにおけるフランスの利益と威信は新しいベースの上で強化される。同時に独立へのヴェトナムの深に熱望も満足される。」<sup>(3)</sup>これがのちくり返し出てくるヴェトナム政策の基本線である。

九日に議題が決定された。それらは(一)フランス連合へのヴェトナムの統合問題およびヴェトナムが外国に対して持つ外交関係。(二)インドシナ連邦の具体的制度の作成。(三)三地方(トンキン、アンナン、コーチシナ)の統合とコーチシナにおける国民投票の問題。(四)経済問題。(五)条約案の起草である。同時に政治、経済・財政、文化および軍事を扱う四委員会が設置された。

十一日、フランスはフランス連合におけるヴェトナムの地位についての一般の見解をのべた<sup>(4)</sup>。フランスの見解は四月から五月にかけて行われたダラト会談におけるそれと基本的に同じである。この報告はフランスの植民地に対する基本的姿勢を示している。すなわち現代世界においては、弱い独立した国家は単独ではその利益そして存在さえも防衛できない。したがって国家はグループを形成して利益をまもらねばならない。そのグループがフランス連合である。ところで一九四六年三月六日の協定により、「自由な国家」としてのヴェトナム民主共和国はインドシナ連邦とフランス連合

に加盟することを承認した。フランスはこの連合を正義と平等の精神で建設する。これがフランス側の主張である。フランスの主張をより具体的に示すと以下のようである。(一)フランス連合は単なる利益連合以上のものである。その加盟国は共通の理想、民主的、社会的理想を持たねばならない。(二)人間の尊重、普通選挙による国民主権の表明、社会的進歩などの大原則への同意。この理想を守るために、加盟国は力の団結を実現すべく協力しなければならない。この団結を保障するものはわれわれの軍事的、経済的潜在力の共同使用である。ヴェトナムの防衛はヴェトナムの軍隊とフランス連合の軍隊との協力によってのみ可能である。(三)フランス連合の加盟国は、外国との関係についても統合されねばならない。すなわちフランス連合の外交機関のみが外交を行う資格を持ち、加盟国は独自の外交権を持たない。(四)文化交流、技術協力の要請は、加盟国に対して優先的になされねばならない。すなわち技術者などはフランス以外の先進国から受入れることはできない。(五)フランス連合の加盟国の連帯は経済・財政問題におよぶ。

この考えをなんとすべきか。民族の独立とか民族自決の思想はない。フランスの主張はこれらの思想は時代おくれだといっているようにも見える。しかしやはり本質は「要するに、フランス連合は真の制度的同化へ、単一の政府を持った連邦的方式へと発展すべき、有機性、同質性をベースにした一つの連合である。フランスの主張はつまりは古い同化論の新しい説明にすぎない」<sup>(5)</sup> またマックス・アンブレはフランス連合について「われわれのフランス連合についての概念は同盟 (alliance) という概念ではなく、共同の機関によって強く統合された諸国家という概念である」<sup>(6)</sup> とのべた。これらの主張によりフランスの基本的考えがわかる。つまりフランス連合はその持てる力を結集して外敵からその統合をまもり、その維持と発展をはかるということである。<sup>(7)</sup> しかしそこには平等の観念はなく、ヴェトナムにとっての最大の敵はフランスそのものでありうるという観点が全く欠落している。

つぎにヴェトナム側の主張を見よう。ヴェトナムの基本的態度も従来とほぼ同じである。それは七月一二日にかなり

詳細に示された。<sup>(8)</sup> まずこの会談は「フランスとヴェトナム間の関係を定める条約を交渉する」ために開かれ、これらの関係の中では、まず第一に「フランス連合の枠の中で両国を結合する関係」が重要である。ヴェトナム代表団は、フランスとヴェトナム間の関係は条約で定められる契約関係であることを強調した。そしてこれらの関係の基礎は次のようである。(一)自由な連合 (association) (二)地位の平等 (三)共同利益の擁護のための連帯。このような原理に立つ四分野 (政治、司法、経済、軍事) についての関係の在り方をヴェトナム代表団は以下のごとく主張した。

(一)政治。ヴェトナム共和国は以下の条件でフランス連合の議会に参加する用意がある。(a)人口に比例する代表。(b)この議会の権限は諮問的なものである。(c)この議会は連合の機関であり、各加盟国に固有の国内機関と明確に区別される。共通の利害問題を審議するために、連合諸国の政府の代表者からなる会議が設置される。また各加盟国政府は他の加盟国政府に外交特権を持った代表を派遣する。

(二)司法。連合加盟国間の法律的紛争は連合の司法裁判所の管轄とされる。

(三)経済・社会・文化。ヴェトナム国内における他の加盟国の国民の経済活動などはヴェトナムの立法に従う。

(四)軍事。フランス連合の一加盟国が攻撃された場合、他の加盟国は被侵略国が援助を要求した時に援助する。

このヴェトナムの主張は一見して明らかのように、同盟、利害の調和 (harmonisation) および独立国家間の双務関係の観念に基礎を置いている。<sup>(9)</sup>

この会談は秘密会であったので、ヴェトナムの提出したノートはこの時期一般には知られなかった。そこで代表団の一員でないホー・チミンがヴェトナム側のスポークスマンの役を演じることになった。

かれは同じ一二日に記者会見をし、そこで会談におけるヴェトナムのノートを補足するかたちで、ヴェトナムの考えをより簡明に内外に表明した。<sup>(10)</sup> かれはまず、民族自決権の原理を強調し、両国の関係はこの原理に基づく条約から出発

しなければならぬとのべた。経済・文化面では、フランス連合の枠内におけるフランスとの連合 (association) に賛成する。インドシナ連邦 (Fédération) の存在は、ヴェトナム、ラオス、カンボジアを経済面において調整する必要によって認められる。しかしこの連邦がかつての総督府の再生となることには反対である。コーチシナ問題については、コルシカがフランスであると同じく、コーチシナはヴェトナムである。国民投票は高くつく、もしなしですませるならばその方が望ましい。

ついでかれは、ヴェトナムのフランス人にとって関心事である経済問題についてのべた。ヴェトナムは自国に投資されているフランス資本の安全を保障する用意がある。重要産業の国有化に際しては、フランス人の自由はヴェトナム人と同じ制限に服する。軍事については、フランス軍の永続的駐留はヴェトナムの同意によって認められる。またかれはヴェトナムが独自の外交代表を持つことおよび国際連合に代表を持つことを要求した。後者はフランスに一票の代りに二票を与えることになろう。なぜならヴェトナムは当然フランスと同じように投票するのだからと、つけくわえた。

以上が交渉に入るに際しての両国の基本的立場である。両国の提出したノートを一読してわかることはヴェトナム側の立場はきわめて明確なことである。すなわちなによりもまずフランスの植民地支配からの脱却つまり独立の達成である。フランスの支配下で失なわれていた主権の回復である。しかし新生独立国家としての将来の発展のために、あらゆる方面において先進国としての旧宗主国であるフランスの援助、協力が必要である。ヴェトナムがフランス連合の一員となることを受入れたのはこのためである。これはヴェトナムに対するフランスの何らかの支配を決して意味しない。ヴェトナムが望むのはまず独立しかるのち協力である。ホー・チミンたちにとって、ヴェトナムの発展とくに経済的発展のためにたしかにフランスとの協力が望ましいものであった。しかしこのことが唯一の理由ではない。ホー・チミンの前述の記者会見における「ヴェトナムの国連における議席はフランスに二票与える。」という発言にうかがえるよう

に「独立」という言葉がフランスの世論に与える刺激を和らげる必要があった。<sup>(11)</sup>三月六日協定における「インドシナ連邦とフランス連合に加盟する自由な国家としてのヴェトナム」という文言は、ヴェトナム人にとっては独立は前提条件であるが、しかしフランスと基本政策において対立する必然性はないので協力は可能であるということを意味していた。ホー・チミンたちの考えはフランスとのこの様な協力政策であった。ホー・チミンが「自由・平等・友愛」という言葉を好んで用いたように、かれらはフランスの価値体系を認めており、このようなフランスはヴェトナムの民族自決を認めないはずはないと思っていた。たしかにフランスにそのような政治勢力があり、ホー・チミンはこの勢力をよく知っていた。ホー・チミンたちにとっては共産主義者であることと親フランスであることは矛盾しなかったのである。しかしホー・チミンを親仏的とは決して思わない強力な政治勢力がフランスにはあった。<sup>(12)</sup>ホー・チミンたちの親仏というのは正確な表現ではない。かれらはフランスのある政治勢力と親しかつたにすぎない。対立する政治勢力の一方との友好関係は、その対立を内にかかえる国との友好関係を意味せず、さらに他方の勢力との敵対関係を生ずる。対外関係はこのようなにして、国内政治の争いにまき込まれる。この時期ホー・チミンたちと親しい政治勢力と対立する勢力がフランスの政権の主力となっていた。フォンテーヌブロー会談でヴェトナム代表団と対座していたのは、ホー・チミンたちが抱いていたイメージとはかけ離れた勢力であった。

次にフランス側の基本的態度である。フランスのノートを見るかぎり、フランスの態度にはあいまいさがある。つまり従来の植民地支配は改革するが、ヴェトナム独立は認めない。したがってヴェトナムの独立要求に対して何をどの程度どの様に与えるかが問題となる。これは主権の分割や共有ということが可能かという基本的問題にかゝわってくる。フランスの主張の出発点は、三月六日協定においてヴェトナムは「インドシナ連邦とフランス連合への加盟に同意した。」ということである。したがってヴェトナムはこの二つの組織の拘束を何らかの程度において受ける。ヴェトナム

が独立国家として完全な主権を持つならば、この二つの組織は存在理由がないだろうということになる。ヴェトナム側のこの文言の解釈は前述したが、両国の解釈が大きくくい違っている。この違いの背景に宗主国フランスと植民地ヴェトナムのすべての歴史が横たわっている。基本的なことは両組織への加盟がヴェトナムの意思に反したかたちでフランスに解釈されていることである。<sup>(13)</sup>

ついで交渉の内容に入る。

## 第二節 平行する議論

まず第一の議題「フランス連合へのヴェトナムの加盟問題およびヴェトナムの外交関係」について議論がなされた。これに関してただちに両代表団の対立が生じた。フランス側はこの問題は二つであり、まず「フランス連合へのヴェトナムの加盟」を議論し、次に「ヴェトナムの外交関係」に移るべきであると主張した。これに対してヴェトナム側は問題は一つであり、全体として討議されるべきだと主張した。フランスが「外交関係」という表現が意味するものをきらったことは明らかである。<sup>(14)</sup> 結局「外交関係」の問題は「参考として (Pour memoire)」最後に議論されることとなった。しかしこれはヴェトナム側の重大な後退であり、その立場の弱さを示すものであった。なぜならヴェトナムは自己の立場をあくまでも主張すれば、会談はこの段階で決裂する可能性があったからである。これはヴェトナムの基本政策(交渉の決裂をさけること)に反する。

交渉はヴェトナム側の要求により、合意の得やすい問題から始められた。

まず軍事に関して。

ヴェトナムの主張——(一)平和時の単一指揮権および軍事的資源の共同使用に絶対反対。(二)権限を明確にする条件で平和時の合同参謀本部は受入れる。(三)外部からの侵略の場合一定の年数の間、フランス軍に海空の基地の使用を認める。

フランスの主張——平和時の単一の指揮権および無条件の基地の使用。  
外交に関して。

ヴェトナムの主張——独立国家が本来持つべき外交、外交使節交換の権利、国連への代表を要求。

フランスの主張——フランス連合の外交の単一性の保持を主張。  
経済に関して。

ヴェトナムの主張——フランス人をヴェトナムの市民として扱うことに反対。しかしフランス人に特惠制度を与える。差別立法はしない。ヴェトナムの法の下で、フランス人は企業活動の自由を持つ。国有化については一方的な処置は取らない。

経済に関しては国有化についてするどい対立が生じた。

フランスの主張——フランスの財産の変更は同意が必要。ヴェトナム政府によるフランス企業の買収は認めない。<sup>(15)</sup>

以上が第一議題についての両代表団の主張である。双方ともダラト会談時の立場およびすでに提出されたノートの主張をほぼくり返している。

次は第二の議題であるインドシナ連邦の問題である。

ヴェトナムの主張——インドシナ連邦が国家であることを拒否。連邦の立法が加盟国のそれに優越することを否定。

しかし中央銀行と為替交換所の連邦帰属は認める。関税収入が連邦所有になることに反対。連邦の財政は連邦加盟国の拠出による。しかし関税同盟と単一通貨制には同意する。<sup>(16)</sup>



フランスの主張——連邦が独自の財源と予算を持つこと。

インドシナ連邦についての両者の対立もフランス連合についての対立と本質的には同じである。すなわちヴェトナムの完全な主権を認めるか否かに対立の根源がある。フランスのシンドシナ連邦 (Fédération indochinoise) についての主張は、一九世紀末に設立されたインドシナ支配の強力な機関となったインドシナ連邦 (Union indochinoise) との差異がほとんどない。フランスの意図とは別に「連邦 (Fédération)」という言葉の使用をヴェトナムが認めたことはやはり不利であった。ヴェトナム代表団のインドシナ連邦に関する主張は、連邦の一般的概念とは異なっていると思われる。フランス代表団の主張もまた奇妙である。インドシナ連邦はそれを構成するはずのヴェトナム、ラオス、カンボジア (コーチシナはそのことが問題となっている) などの水平的関係であり、問題はフランスがこの連邦と垂直的關係に立つことにある。フランスはこの連邦に加盟するのではなく、あくまでも「上から」支配しようとする意図は放棄しない。ヴェトナムはこの連邦に主権の属性を与えることに反対するのは、与えた属性はフランスがにぎるからである。連邦の意思決定に参加できず、主権の一部を失なうということは、どういいつくろっても支配である。問題はフランスがインドシナ連邦への政治的支配を保持 (「フランス連合」という新たなよそおいを通じて) しようとすることにある。連邦とその構成国との権限関係が問題なのではない。

最後に第三の議題である三地方 (トンキン、アンナン、コーチシナ) の統合とコーチシナにおける国民投票について。これは具体的にはコーチシナ地方 (Cochin) のヴェトナム国家への統合の問題である。三月六日協定は、統合はコーチシナにおける国民投票の結果による、と規定していた。

ヴェトナムの主張は前述のホーリチミンの記者会見のとうりである。ここでも「国民投票」についての解釈の対立があった。ヴェトナムとしては、この「国民投票」を認めたことがフランスに反撃の余地を与えることになった。<sup>(17)</sup> ヴェト

ナム側は国民投票に重大な意味を認めていなかったといえる。なぜならば国民投票の有無にかかわらず、コーチシナはヴェトナムの一部分であり、国民投票はこのことを確認する「儀式」であると考えていたからである。三月六日協定の段階では、ホー・チミンたちはフランスがコーチシナの切り離し策を展開することを予想していなかったにちがいない。しかしフランス政府はコーチシナの固有性を主張し、コーチシナのヴェトナム国家への統合に対する反対をますます強めていったのである。<sup>(18)</sup>コーチシナにおけるフランスの利権がコーチシナ切り離しの主要な原因であったことは明らかである。双方の代表団はほとんどの議題で対立したが、コーチシナ問題は最も妥協の困難なものであった。この問題が会谈のつまづきの石となったのである。<sup>(19)</sup>国民投票については実施期日の規定はない。コーチシナにおいては、フランス軍の進駐にともないヴェトナム軍との間に緊張が高まり、小ぜりあいが見られた。フランスはコーチシナに和平が回復されないかぎり、国民投票は不可能であると主張した。ヴェトナム側はそのために早期の休戦を望んでいた。

会谈においてコーチシナ問題および国民投票が議論されはじめると、コーチシナのフランス人たちは非常に不安にかけられた。国民投票が実施されると、コーチシナはほぼ確実にヴェトナム国家に統合されるであろう。コーチシナの統合を阻止するには、国民投票の延期（実施は三月六日協定に規定されたのであるから）しかない。しかし無限に延期することはできない。この様な状況において、サイゴンのフランス人（主として役人およびコロン）たちはフランス政府や議会に強烈な圧力をかけたのである。<sup>(20)</sup>

一方フランス連合とインドシナ連邦についても議論は対立したままであった。大体二〇日間は細部の議論についてやされた。しかし政治的実現はわきにおかれたまゝであった。つまり根の解決をさけて枝葉の解決という空しい努力をしていたのである。それはつんぼの対話であり、堂々めぐりであった。<sup>(21)</sup>それはまた歩み寄りの不可能な政治的立場のちがいであり、そこから来る相互信頼の欠如が支配していた。<sup>(22)</sup>

フランス政府はフランス連合とインドシナ連邦の明確な定義を結局与えることができなかった。もしある約束をヴェトナムに与えるならば、連合および連邦の他の加盟国にも同じ条件を与えねばならない。ヴェトナムとの交渉の結果はすべての先例となる。ヴェトナムに多くのものを与えればフランス連合は解体同然となるし、インドシナ連邦はインドシナにおけるヴェトナムのヘゲモニーの道具となるであろう。ヴェトナムだけにとどまることできないゆえに、フランス政府はヴェトナムになにも与えることができなかったのである。またフランス連合は憲法制定議会で審議中であつたので、フランス政府はそれについて実際になにもいうことができなかったのである。フランス政府がこの袋小路から抜け出す唯一の方法は会談の決裂であつた。<sup>(23)</sup>

### 第三節 決裂

七月二五日インドシナ駐在フランス高等弁務官ダルジャンリュール海軍大將は、インドシナ連邦の問題を審議するため、ラオス、カンボジア、コーチシナの代表が参加する会談が八月一日にダラトで開催される。それには南アンナンとモイ族のオブザーバーも参加するであろうと発表した。<sup>(24)</sup>これは爆弾声明であつた。ビドー首相もムーテ海外相もこのことを知らされていなかった。<sup>(25)</sup>ダルジャンリュールのこの声名が結果的には第一次インドシナ戦争発生の最も重大な原因といえる。一人の人間の行動が重大な歴史的結果を生じ、その時点ではこの重大さが真に認識されていないという一ヶースといえよう。かれはこの行動がフォンテーヌブロー会談を決裂させるだろということを知っていた。むしろそのためにこの行動をしたといえる。会談において、コーチシナ問題はこれからとりあげられるところであり、会談の成否のカギとなるものであつた。ヴェトナム代表団の主張する即時の（すなわち国民投票なしで）統合をフランスは認めるつ

もりはなかった。しかし三月六日協定で合意された国民投票の実施を拒否することはフランスとしては困難であった。そして実施されれば、統合賛成の結果が出ることは确实だと見られていた。このような状況を前にして、コーチシナのフランス人たちは強い不安を持った。かれらは「自分たちの国」であるコーチシナが、正当な代表とは思っていないホーチミンのヴェトナム共和国に統合されることにはまんざらなかつたのである。

サイゴンのフランス人たちは政府や議会に対して、フランスの主権維持を要求するアピールを連続的に送付し、またデモを行った<sup>(26)</sup>。フランス本国では、いくつかの新聞（とくに「オロール」や「フランススリリーブル」）がヴェトナムをくり返し攻撃し、ヴェトミンはアンナン人の意見を真に代表していないと主張していた<sup>(27)</sup>。

ダルジャンリユーはこの様な勢力を背景にして、ダラト会談の開催を発表したのである。たしかにフォンテーヌブロー会談はラオスとカンホジアの運命を決定することはできない。この二国とヴェトナム（フランスの主張ではコーチシナを加えて四国）でインドシナ連邦を構成する。したがってヴェトナムだけでインドシナ連邦の内容を決定しえない。ダラト会談にカンボジアとラオスが参加することは法的には問題ない<sup>(28)</sup>。しかしダラト会談にはヴェトナムも参加しなければつづまが合わなくなる。ダルジャンリユーがダラト会談にコーチシナ代表を加えたことが決定的であった。コーチシナの地位に関してフランスとヴェトナムの見解は全く対立しており、コーチシナのダラト会談への参加はフランスの見解を一方的におしつけることにほかならなかつた。フォンテーヌブロー会談において交渉されるべき中心問題の見解が会談の外で一方の当事国により表明されてしまった。しかしフランスの主張は、コーチシナはヴェトナム共和国に統合されるまではフランスの領土（フォンテーヌブロー会談の段階ではコーチシナ自治共和国。それ以前は植民地）であり、ダラト会談参加は法的には問題ない、というものであった。たしかにそういうものであるが、その法の背後に予想されること（コーチシナのヴェトナム共和国からの分離）にヴェトナム代表団が警戒し、反発したのである。

ダルジャンリユーの声明の翌日の七月二六日、会談の席にヴェトナム代表は顔をひきつらして到着し、ファン・バン・ドン<sup>(29)</sup>は激しい調子で以下の様なノートを読みあげた。「……一九四六年三月六日協定により、われわれはここで今日フランス代表团とその内容を明確にすべきインドシナ連邦を構成することを受諾した。われわれはいわゆるダラト会談の性格と目的を知ることができれば幸いである。

われわれは、コーチシナや南アンナンや高地地帯の自称代表者たちはヴェトナムに属する地域の名において発言するいかなる資格もないと言明する。われわれは、三月六日協定の新たな違反、新たな既成事実<sup>(29)</sup>に直面している。」この抗議に対してフランス代表团のアンドレはこのノートを受取り、しかるべき権限のある人に手渡すことしかできない。なぜならフランス代表团は権限外のこの問題について判断する資格がないからであると、答えた。ヴェトナムにとって、コーチシナ問題に対するフランスの見解を聞くことが緊急に必要なこととなった。ヴェトナム代表团は目下の議題であるインドシナ連邦の性格の問題より先に、コーチシナ問題を議題とすることを要求した。フランス代表团は、その問題を取扱う準備ができていないことを理由にすぐにというわけにはいかないが、近日中に議論することができると、のべた。さらにファン・バン・ドンは、できるだけはやく、明日でも取り上げることがを要求した。最後にコーチシナ代表としてヴェトナム代表团に加わっているデュオン・パク・メイは「私は三島の統合すなわちコーチシナ問題の重大性を今一度強調するために発言したい。なぜならこの会談の運命はひとえにこれにかかっているからである。いずれにせよコーチシナがヴェトナムから切り離されるかぎり、フランスとヴェトナムの間の了解は不可能である。すべてがコーチシナ問題にかかっている。フランスとヴェトナムの友好、ヴェトナムにおける平和、フランス国民とヴェトナム国民の関係の将来、これらすべてがこの問題にかかっている。コーチシナがヴェトナムの領土でないかぎり了解はありえない。」<sup>(30)</sup>

ヴェトナム代表团のこの様な主張を前にして、フランス側も、すべてがコーチシナ問題にかかっており、これを議題

にしないかぎり会談は続行不可能であることを認めざるをえなかった。この問題の決定権はフランス代表团にはなかった。この日すなわち二六日にアンドレはビドー首相とこの問題について協議した。

フランス政府は重大な局面に立った。すなわちダルジャンリュウのダラト会談開催の声明を承認するか否かの決断をせまられたのである。ビドー首相はダルジャンリュウの独断の行動に対して強く立腹した<sup>(31)</sup>。そして一時ダルジャンリュウを召還することを考えた。またムーテはダルジャンリュウの罷免をビドーに要求した。しかしビドーはこれを拒否した。ビドーは社会党と共産党にきらわれている人物を罷免することにより、両党をよろこばせたくなかった<sup>(32)</sup>。植民地政策に関してはビドーとダルジャンリュウの立場には基本的に大きな差異はない。ダルジャンリュウはド・ゴールと緊密に連絡をとっており、かれの一連の行動はド・ゴールの了解の下になされていると考えられていた。ビドーのダルジャンリュウに対する怒りは、主としてダルジャンリュウが首相を無視して、私人であるド・ゴールの意思にそって動いていることから来ていた。ビドーは首相として、できるだけフランスに有利に会談を終結させようとし（客観的にはこれは不可能であったが）、また決裂する時はその責任が一方的にフランス政府にある様な方法はさげようとした。これは公的な立場としては当然であった。しかしド・ゴールは野にある者として責任を負うことなく、会談決裂を企図し、ダルジャンリュウを介して行動することが出来た<sup>(33)</sup>。

ビドーがダルジャンリュウを解任することの政治的意味はどうか。ダルジャンリュウの政策はコーチシナのヴェトナムからの分離（コーチシナ共和国の設立、承認）とインドシナ四国からなるインドシナ連邦の形成である。この政策はビドーのひきいる人民共和派（MRP）をはじめとする右翼諸政党そしてド・ゴールを中心とするゴリスの政策でもあった。ダルジャンリュウの解任は、社共両党をよろこばすだけでなく、ビドーを支持する勢力の政策に反する。結局ビドーはダルジャンリュウのやり方とその背後のド・ゴールに対して不快を感じたにしても、ダルジャンリュウを解任

することもかれの声明を否認することもできなかつた。ビドーは国内の重大な政治的危機をさけたのである。<sup>(34)</sup> 結局ここにおいても、重大な決定がもつばら国内政治の面からなされた。この問題が議論された「インドシナ問題閣僚委員会」<sup>(35)</sup>ではビドーが強硬路線を主張し、ムーテがそれに反対した。<sup>(36)</sup> こうしてフランス政府はダルジャンリュウの政策を公式に承認し、軍事的再征服の実現まで国民投票を延期することを決定したのである。

ダラト会談へのコーチシナの参加問題がフォンテーヌブロー会談の成否のポイントとなつた。この問題は妥協の余地はなく、コーチシナはヴェトナム共和国の一部となるか独立した国家となるか二者択一であつた。フランスは、コーチシナ代表が参加するダラト会談開催を決定したことにより、コーチシナのヴェトナム共和国への統合拒否を明確にした。それゆえ、ヴェトナム代表はフォンテーヌブロー会談の主要議題であるコーチシナ問題は議題としての存在価値を失なつたと考えた。<sup>(37)</sup> フォンテーヌブロー会談を継続する意味がヴェトナム側にとって大半なくなつたといつてよい。

一方フランス政府はダラト会談開催が持つ意味をどう考えていたのか。ダルジャンリュウは、会談の開催がコーチシナ独立をアピールし、そのためにフォンテーヌブロー会談が決裂すれば上首尾だと考えていた。ビドーはダルジャンリュウの政策を承認したが、このことがヴェトナム代表団に与える重大性を正しく認識していたのか。かれはヴェトナム側が会談の中止を決意する可能性を考えていたのか。決裂してもかまわない、あるいはそれでよいと考えていたのか。

七月三〇日フランス代表団は会合を持つた。これは八月一日に開かれるヴェトナム代表団との会談において、コーチシナ問題（ヴェトナム統一問題）に対してフランスがとるべき立場を決定する最後の話し合いであつた。<sup>(38)</sup> ここで団長のアンドレがビドーから受けた二六日付の文書を読んだ。これは今までのフランス政府の政策の継続を確認したものであつた。<sup>(39)</sup> このことから見ると、フランス政府は八月一日の会談がヴェトナム側により突然中止されるとは考えていなかつたと思われる。またフランス代表団もフランスのとるべき立場について話し合っている。この話し合いはもちろんダラ

ト会談開催の決定を前提としている。ここでもダラト会談開催がヴェトナム代表団に与えるであろう影響が全然話題になつていない。代表団員のだれもダラト会談が開催された場合、ヴェトナム側がフォンテーヌブロー会談を中止する可能性を考えていない。この会合はコーチシナ共和国の存在を当然の前提としている。ヴェトナム代表団はできればフォンテーヌブロー会談の場で（つまり国民投票なしに）コーチシナの統合をフランスに承認させることを望んでいた。国民投票が必要であるならば、統合後に実施すればよいとしていた。したがってコーチシナ共和国の存在そのもの認めておらず、フランスの政策を既成事実の政策として強く非難していた。

国民投票の規定はこの時点できわめて重大な意味をヴェトナムに対して持つことになった。この規定はもちろんその時点での力関係の反映であるが、ホーリチミンたちはコーチシナの即時統合は望ましいが、後日国民投票によっても統合は確実に実現すると考えていたはずである。

フランス政府は三月六日協定以後コーチシナ分離政策を展開した。コーチシナについての考え方がフランスとヴェトナムでは絶対的に対立していた。<sup>(41)</sup>この見方の差異がダラト会談についての両者の態度を規定していた。フランス政府は、ダラト会談の開催を自己の政策の当然の線上にあるものと考えた。したがってダラト会談と並行するフォンテーヌブロー会談で国民投票の問題を議題として議論することに何ら問題はないとした。

フランス代表団の会合の内容は、このフランスの立場を前提にしないと、理解することが困難である。この会合における各団員の発言の詳細にはふれないが、全体の基調はヴェトナム代表団の考えと全面的に対立する。それどころか国民投票のアンナン（コーチシナとトンキンの中間の地方でヴェトナム共和国の領土）への拡大実施の可否が話し合われている。その根拠はアンナン人にも民族自決権を認めるべきであるというものである。つまりトンキンに対してアンナンにパルティキュラリズム（独自性）が存在するといふのである。この論理がフランス自体にとって危険なものである



ことに気づくのは困難なことではない。この主張はヴェトナム代表団を強く刺激するという反対があり、とり下げられた。

コーチシナの国民投票については「自由選挙により成立したコーチシナ政府による国民投票の実施」という案が出された。国民投票の質問文は「ヴェトナム連邦内の自治国を望むか、ヴェトナムへの統合を望むか」である。そしてフランスの政策に対するヴェトナムの完然な同意が前提条件とされた。つまりコーチシナを統合しても、ヴェトナム国家自体がフランスの主権下にあるということである。ここでも両国の主張は二重にくい違っていた。

この会合には社会党のカピュと共産党のロゼレーが出席した。カピュはアンナンにおける国民投票に反対した。コーチシナの国民投票に対しては、三月六日協定により承認されたとして賛成した。国民投票の方式の一般化は、フランス連合の他の地域に危険を引き起こすという意見もあった（バルジョ海軍大将）。当然のことながらヴェトナムに対して少数民族の自決権を主張したのはサイゴングループといわれる代表団員であった。ロゼレーは政府の指令のあまりに限定的な性格に不満をのべて棄権をえらんだ。団員の意見の大勢はヴェトナム代表団の主張と正面から対立するものであった。つまりコーチシナをヴェトナムから分離すること、そしてコーチシナとヴェトナムをインドシナ連邦とフランス連合を通して支配することである。これが七月三〇日の会合において採択された結論であった。<sup>(42)</sup>

ヴェトナム代表団は八月一日の両代表団の全体会議でラバト会談に対するフランスの態度（開催か中止か）を聞くことを期待していた。その日にラバト会談は開催予定であった。

八月一日全体会議が開かれた。フランス代表団のマックス・アンドレが議題であるコーチシナ問題に対するフランスの立場を説明しようとする、ファン・ベン・ドンがそれをさえぎって発言を求めた。

私は質問をしたい。七月二六日私はフランス代表团にいわゆるダラト会談についての抗議書を提出した。今までわれわれはこれについての回答を受取っていない。このことに対してわれわれは態度を決定しなければならない。今日、同じ日に開催されることになっているいわゆる連邦会談についての七月二六日のわれわれの発言を想起願いたい。われわれは今日、このフォンテーヌブロー会談において、われわれの立場を明確にしたい。われわれは以下の様な選択に直面している。すなわちコーチシナ、アンナン、高地地帯およびインドシナ連邦の運命を決定するのがコーチシナにあるフランス当局であるのか。この場合三月六日協定は目的を失なう。そしてフォンテーヌブロー会談は存在理由がなくなる。あるいは三月六日協定は適用されるのか。この場合フォンテーヌブロー会談のみがこれらの問題を議論する資格を持つ。われわれの名誉にかけて、われわれはこのあいまいな状況から脱さねばならない。したがってこのあいまいさが払拭されるまで、われわれの作業は中止させざるをえない。<sup>(43)</sup>

これに対してアンドレは次のように答えた。

七月二六日にあなたがたの抗議を受取った時にのべたように、いわゆるダラト会談はこのわれわれの会談の権限外の問題である。わたしはあなたがたの抗議と声明をわれわれの政府に送付することしかできない。もしあなたがたが強く望むならばこの会期を中止し、ついでもしもの時には、再開の日時と条件について協議しましょう。<sup>(44)</sup>

かくして会談は中断した。

#### 第四節 モダスIIヴィヴェンデイ

会談は中断された。ダルジャンリュウはこれに満足した<sup>(45)</sup>が、すべての者がそうだったわけではない。社会党の海外フランス相のムーテそしてヴェトナム代表団はこのまま決裂することを望まなかった。

ヴェトナム代表団は困難な局面に立たされた。たしかにダラト会談に憤激して会談の中止をほめかした。これはダラト会談を中止させることにより、フランス政府のコーチシナ政策の真意を引き出すことにあった。しかしフランス政府はコーチシナ政策を変えるつもりもなく、またダラト会談開催を中止するつもりもなかった。ヴェトナムにとっては、このまま決裂すれば、フランスとの衝突がさけられなくなるおそれがあった<sup>(46)</sup>。フランス政府としてもヴェトナムとの正面衝突は望ましいことではなかった<sup>(47)</sup>。双方とも、とくにヴェトナム側はこの会談が全くむだではなかったという幻想を持ちたかった。

八月九日マックスIIアンドレはダラト会談は諮問的性格のものであり、フォンテヌーブロー会談の作業の中止の妨げにはならないとのべた。ベトナム代表団はこれを受けて会談再開に傾き、ホーリチミンは予定の一四日帰国を延期した。八月一〇日と一二日に「インドシナ問題閣僚委員会」が開かれた。共産党の閣僚は欠席した。社会党の閣僚は二人（ムーテとモック）であり、他はすべてMRP（人民共和派）と植民地官僚であった。ここでなされた決定はこれまでの政策と実質的にほとんど同じであった。すなわち経済、財政に関してインドシナ連邦が実質的権限を持つ。ヴェトナムの外交権はフランス連合（実際はフランス）が持つ。インドシナの防衛は共同である。またコーチシナにおける国民投票については、「公共秩序が再建され次第」実施されるとした。これは一見ヴェトナムにとって有利と見られるが、フランスはヴェトナムが支配していないコーチシナで秩序を回復することはできないと見込んで

(48) このフランスの決定についての覚書は八月一四日にヴェトナム代表団に手交された。これをうけて、一五日ホーは記者会見を行ない、「独立」の一言で充分である、フランスがこの言葉を認めることを要求する、とのべた。「国民投票」については、「ブルターニュやバスクがフランスの一部であるように、コーチシナはヴェトナムの一部である」が国民投票の結果を待つと、その実施を要求した。

このホー・チミンの線にそつて、ヴェトナム代表団は二五日覚書をもってフランスに回答した。ヴェトナムの主張は三点であった。すなわち(一)ヴェトナムにおけるフランスの経済的、文化的、軍事的利益を保障する。(二)フランスはフランス連合内でのヴェトナムの「独立」を保障する。(三)国民投票の期日を確定し、コーチシナ問題を解決する。(49)

両者の立場はなお大きくへだたっていた。ヴェトナムはとにかく「独立」という言葉を引き出すことに固執し、フランス政府は絶対にこれを拒否していた。

まさにこの時期にフランスでは憲法制定議会の委員会が「フランス連合」についての草案を審議していた。このデリケートな時に、フランスが「独立」という言葉を前もつて認めると、フランス連合の中の他の諸国に「雪だるまをどんどん大きくする先例をつくることになる」(50)

この事態に対して保守陣営から抗議の声がわき起つた。八月二日憲法制定議会において共和左翼連合(RGR)の党主エドゥアール・エリオはヴェトナムが外交権と独自の軍隊を持つようなフランス連合草案を非難した。同日ド・ゴール將軍はフランス連合の解体の危険性を批判した。このことはビドー政府の行動の巾をせばめ、同時にヴェトナムの立場の後退を決定的にした。

九月七日ヴェトナムは基本的な争点の解決をのびし、当面の争点である経済、財政問題(すなわち第四議題)のみの協定に調印することを提案した。ヴェトナムの全面的譲歩である。フランスは拒絶する理由がなかった。

九日の夜から一〇日にかけてモダス・ヴィヴェンディ（暫定協定）の作成がなされた。同日午後の会期において調印のはこびになった時、ヴェトナム側は最後の抵抗を試みた。ファン・バン・ドンがヴェトナムの独立と国民投票（その日時と方法）についてのフランスの明確な約束を要求した。マックス・アンドレは驚いた様子でただちに会期を閉会した。いわゆるフォンテーヌブロー会談はこれで終わったのである。

ヴェトナム代表团は一三日にパリを去り、ツールロンから帰国の途についた。しかしホー・チミンは帰国をのびしたのである。ホーは一四日に海外フランス相のムーテと会い、最後の交渉をした。そこでホーは自分を「手ぶら（*à mains vides*）」で帰国させないよう頼んだ。<sup>(51)</sup>一方ムーテはとにかくホーとの決裂をさけようとした。かくて九月一四日深夜ホーとムーテとの間でモダス・ヴィヴェンディが調印された。<sup>(52)</sup>

以上の経過からわかるように、このモダス・ヴィヴェンディはヴェトナム側の一方的譲歩の文書である。経済、財政問題に関してフランスの要求が全面的に通り、一方ヴェトナムが要求した「独立」の問題には全く言及されていない。「国民投票」の問題についてはヴェトナムが最後まで固執した「日時」と「方法」の明確化をフランスは拒否し、「三月六日協定により予定されている国民投票に関しては両政府は日時と方法をいづれ最終的に決定することにする。」とあるだけである。このモダス・ヴィヴェンディで解決されなかった議題を交渉する会議（フォンテーヌブロー会談の再開）は「できるだけ早く、おそくとも一九四七年一月中」に開かれることになった。また両国政府は敵対行為、暴力行為を終らせることに合意した。この協定の発効は一〇月三日からとされた。

ホー・チミンは一月の会談の再開に期待を持った。フランスでは一〇月一〇日に新憲法下で総選挙が行われることになっていた。かれはこの選挙の結果成立するであろうヴェトナムに友好的な政府（すなわち社・共を中心とする政府）との交渉に希望をつないでいた<sup>(53)</sup>と思われる。しかしフランスの強硬派はまさにこのことを恐れていた。

現在という時点で見ると、モダスヴィヴェンディは全くの失敗であった。一九四六年の段階でも両政府とも多くの期待を持っていなかった。<sup>(54)</sup>モダスヴィヴェンディは「副次的問題を解決して、顔を立てるための努力」<sup>(55)</sup>にすぎなかった。あるいは「戦争への事態への容赦ない進行をおくらせる絶望的な試み以外の何物」<sup>(56)</sup>かであったのか、という評価が一般的である。しかしこれらの評価は戦争発生後のものではある。

ホーリチミンの考えはどうであったか。かれの考えは複雑であったことはまちがいない。しかしかれが戦争を考えたのは九月一日（すなわち交渉の最終的決裂後で、モダスヴィヴェンディの調印前）であったといわれる。<sup>(57)</sup>これから判断すると当時の政策責任者であるビドーとホーリチミンともにモダスヴィヴェンディに大きな価値を置いていなかったといえよう。文字通りモダスヴィヴェンディであった。

フランスにおいては、ビドーはこの時点で自分自身で「フランス連合」の将来を決定する決心をした。かれは九月一日九日約束に反して、憲法委員会にかれの指示により作成された新しい草案を提示した。<sup>(58)</sup>かれはこの政府案の採択に政府信任をかけていることを示唆した。翌二〇日に議会はフランス連合に関する政府案を議決した。共産党はこれに賛成した。これについては後年明らかになった共産党書記長トレーズとビドーとの合意があった。<sup>(59)</sup>

モダスヴィヴェンディは当事者が橋の両端まで来たという状況である。ここから当事者が橋の中央に歩み寄り握手をするか、あるいは背を向けて橋から歩み去るか。フォンテーヌブロー会談においては、当時の歴史的条件下で両者の立場はあまりにも異なっていたというべきであろう。

(1) A Chronicle of Principal Events Relating to the Indo-China Questions 1940-1954. Shihchieh Chihshih (Peking), 1954, p. 14.

(2) Henri Azeau, Ho Chi Minh, Dernière Chance, Flammarion, 1968, p. 168.

- (3) Philippe Devillers, *Histoire du Viet-Nam, 1940-1957*, Seuil, 1952, p. 295.
- (4) Azeau, op. cit., pp. 171-174.
- (5) Devillers, op. cit., p. 296.
- (6) Ibid.
- (7) 終戦時前後アメリカがフランスのヴェトナム復帰に反対していたことはフランスにとって大いに懸念するところであった。したがってアメリカという「外敵」からヴェトナムをまもるために、フランスとヴェトナムの「団結」をはかることが必要であったかもしれない。これらについては、クリストファー・ソーン、市川訳『太平洋戦争とは何だったのか』草思社、一九八九、第六、七章参照。
- (8) Azeau, op. cit., pp. 174-177.
- (9) Devillers, op. cit., p. 296.
- (10) Ibid., p. 297. *L'Année Politique 1946*, pp. 203-4.
- (11) 「ヴェトナム人は分離したいのではなくて、フランスの集団の中でのより多くの自由、平等、友愛を要求する……。」(Azeau, op. cit., p. 181.)
- (12) フランス国内において、植民地独立に関して多様な意見があったが、戦争直後の段階では植民地に独立を与えるという考えは弱く、むしろ大戦によって弱まった植民地支配の回復をはかるのは当然であるという考えが強かった。(ソーン、前掲書、一二四、一二三、一二四ページ。)
- (13) フランスの解釈がどのようなものであれ、フランスがヴェトナムに「独立」という一語を与えることを望まなかったことが唯一の原因である。このことは植民地に関する思想上の複雑な問題である。
- (14) ヴェトナムが「外交関係」を持つ権限を持つことは「独立」国家を意味する。そうすると「フランス連合」はイギリス連邦の様なものとなってしまふ。
- (15) Devillers, op. cit., pp. 298-9.
- (16) Ibid.
- (17) フランス政府はヴェトナムが独立性を獲得する程度に応じて、コーチシナのヴェトナムへの統合に反対した。つまりもしヴェトナムが独立しても、コーチシナだけは保持する決意だった。「コーチシナはフランスの県(Département)であり、その多くのヴェトナム住民はフランス国籍を持っている。」(Pierre Gerbet, *Le Relèvement, Imprimerie nationale, 1991, P. 210.*)
- (18) フランス政府やダルジャンリユーは三月六日協定の「国民投票」の持つ危険性にすぐに気づいた。コーチシナの役人やプランター

ション経営者たちがこのことをフランス政府に強くうったえたのである。

- (19) Devillers, op. cit., p. 299.
- (20) Azeau, op. cit., p. 199.
- (21) Ibid., p. 190.
- (22) Ibid., p. 186.
- (23) Ibid., pp. 192-3.
- (24) ここでは「南ブナン」や少数民族のヴェトナムからの分離の可能性が意図されている。これはヴェトナム代表团にとってはことさらに挑発とらわれた。
- (25) Georgette Elgey, *La République des Illusions (Histoire de la IV<sup>e</sup> République I)* Fayard, 1993, p. 164.
- (26) L'Année Politique 1946, p. 204. コロンたちは「インドシナにおけるフランス権益擁護同盟」の下に団結していた。
- (27) 植民地独立を主張する勢力を「民主的でない」とか「コミュニスト」であると非難したとしても、これが植民地維持の理由にはならないはずである。
- (28) ダラト会談で決定されたのはフランスの望んだとうりのインドシナ連邦であった。これはラオス、カンボジアに対するフランスの軍事支配の反映であった。
- (29) Azeau, op. cit., pp. 197-8.
- (30) Devillers, op. cit., p. 299.
- (31) Azeau, op. cit., p. 203.
- (32) Elgey, op. cit., p. 164.
- (33) ド・ゴールを辞任にいらしめた三党政治の一角をなすビドーにド・ゴールはいかなる同情も持っていなかった。また進行中の憲法草案についても両者は対立していた。
- (34) Azeau, op. cit., p. 203.
- (35) この委員会においては、インドシナ総督の経験があり、強硬論者であるフランス連合担当の國務大臣アレクサンドル・バレンヌが大きな影響力を持っていた。
- (36) ムーテの反対を過大評価すべきでない。ムーテおよび社会党の多数意見はフランス連合内でのヴェトナムの自治であり、ヴェトナムに対するフランスの主権の保持である。
- (37) A Chronicle, pp. 14-15.



- (38) この会合には空席となっていた社会党の委員としてルイ・カプエが出席した。かれも強硬路線には反対した。
- (39) しかしビドーは必要な場合の政府の最終的政策調整は考えていた。しかしこの「調整」の具体的内容は知ることができない。
- (40) ヴェトナム代表団は二六日の会談で要求していたダラト会談に対するフランス政府の明確な回答がこの日に得られると考えていた。
- (41) Alain Ruscio, *La Décolonisation Tragique*, Messidor/Editions sociales, 1987, p. 46 「つまりこの主要点はヴェトナム南部だった。ここをフランス人はコーチシナとよび、ヴェトナム人はナンボー (Nam Bo) とよんだ。」
- (42) Azeau, op. cit., pp. 204-207.
- (43) *Ibid.*, pp. 210-211.
- (44) *Ibid.*, p. 211.
- (45) ダルジャンリユーは八月二日政府に覚書を送り、その中でもしヴェトナム問題が早急に解決されるならば、フランス連合は解体の危機に直面すると強調し、フランスが正式の憲法を持つまでフォンテーヌブロー会談を中止するよう進言した。(Devillers, op. cit., pp. 301-302.)
- (46) この時点においていたるところで、フランス軍とヴェトナム軍との小ぜりあいが生じていた。
- (47) フランスでは戦後の混乱期において、ヴェトナムとの紛争は財政的、軍事的に負担であった。
- (48) Azeau, op. cit., p. 221.
- (49) Devillers, op. cit., p. 304.
- (50) Azeau, op. cit., p. 224.
- (51) 「私を出し抜こうとしている者に対して私を武装せよ。あなたはそれを後悔しないだろう。」(Elgey, op. cit., p. 304.)
- (52) 全文は *Le Retour de la France en Indochine*, Service Historique de l'Armée de Terre (Vincennes), 1987, pp. 287-291.
- (53) Devillers, op. cit., p. 306.
- (54) 「ユルーはこの協定の価値を信じなかった。」(Elgey, op. cit., p. 304.)
- (55) *Lexique de la Colonisation Française*, Dalloz, 1988, p. 100.
- (56) Charles-Robert Ageron, *La Décolonisation Française*, A. Colin, 1991, p. 85.
- (57) この日ホー・チミンはアメリカのジャーナリスト David Schoenbrum と会見した。そこでかれはゲリラ戦を予想し、「これはトラと象の間の戦いになるであろう。もしトラが立ちどまると、象は強力な牙でトラを引き裂くだろう。ただトラは動き回る……。トラは象の背中から大きな肉片を食いちぎり、ジャングルに消えるだろう。象は疲労と出血で死ぬだろう。これがインドシナでの戦争だろう。」と語った。(Azeau, op. cit., p. 241.)

(58) 政府は憲法案作成の作業には介入しないという了解があった。

(59) 「この合意をビドーは代償なしには得なかった。もしトレーズがフランス連合に関する第八章を承認することを約束するならば、ビドーは共産党の主要な目的である公務員規定を成立させると、トレーズにはのめかした。」(Elgey, op. cit., p. 214.)